

# 町村議会のあり方に関する研究会報告書 で示された新制度についての論点整理

## 1 集中専門型

大川村に適用する場合の メリット	大川村に適用する場合の デメリット
<p>＜監視機能の強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員活動に専念でき、議員一人一人については、より村民の意見を村の政策につなげられるほか、監視機能をより働かせることができる。</li> </ul> <p>＜公務員の立候補の促進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公務員の立候補の支障を緩和する仕組みや復職制度が構築されれば、公務員の立候補につながる。</li> </ul> <p>＜議員の担い手増に寄与＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会参画員として村民が議会活動を経験することで、将来の議員のなり手につながる可能性がある。 (村民の議会への関与は、現在検討している政策議論の場でも一定対応が可能と考えられる。)</li> </ul>	<p>＜多様な意見の反映ができるか＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の人数にもよるが、定数が減る場合は、村民の多様な意見がどこまで反映できるか。</li> <li>・議会参画員の制度が村において十分機能するか。</li> </ul> <p>＜落選のリスク＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活給を保障する水準の報酬を得られたとしても、落選するリスクのある議員という仕事を生業に選ぶ村民がどの程度あらわれるか。</li> </ul> <p>＜産業振興等の担い手確保に支障＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限られた人材の中で、働き盛りの若手が（議員ではなく）産業振興等の担い手になることも必要。</li> </ul>

# 町村議会のあり方に関する研究会報告書 で示された新制度についての論点整理

## 2 多数参画型

### 大川村に適用する場合の メリット

#### <審議の充実>

- ・ 条例・予算・決算などの議決に関し、より多くの議員による、より充実した審議が期待できる。

#### <議員の担い手増に寄与>

- ・ 以下の理由により、議員の増に寄与することが想定される。
  - ・ 議員活動が軽減される
  - ・ 兼業禁止が緩和される
  - ・ 副収入が得られる

### 大川村に適用する場合の デメリット

#### <民主的チェックが不十分>

- ・ 個々の契約締結等を議決事件から除外した場合、民主的なチェックが不十分になる恐れがある。

#### <負担軽減につながるか>

- ・ 一部の議決事件が除外される程度で、十分な負担軽減につながるのか。

#### <定数が確保できるか>

- ・ 議員を何名とするかにもよるが、議員定数を増やした場合、定数を確保できるか。